

貯水槽水道の管理について

水道水の管理責任は

企業局の責任において管理する範囲は、給水管及びこれと直結している蛇口（貯水槽の注入口）によって給水される水までです。

ビル、マンション等の集合住宅で、貯水槽を設けて給水を受けている貯水槽水道（建物内水道の総称）は、施設の設置者がその責任において管理することになっています。

企業局のかかわり

企業局では、貯水槽水道の利用者（マンション等にお住まいの方）からの請求に基づき水質検査を行い、請求者に対し管理の状況等を情報として提供します。

また、管理の状況に応じては、設置者に対し、指導及び助言等を行い適正な管理を促します。

貯水槽水道の管理

貯水槽水道に設けられている貯水槽の有効容量が 10m^3 を超える場合は水道法による簡易専用水道となり、また、容量が 10m^3 以下でも 50 人以上に給水している場合は各市の条例により、それぞれ衛生管理が義務付けられています。

これらに該当しない小規模な貯水槽も千葉県の給水条例により、清掃、点検及び検査を行うよう努めることを定めています。怠ると飲料水として適した水質が保てません。

定期的な検査を行い衛生管理に十分気をつけましょう。



設置者とは

設置者は基本的には所有者となりますが、分譲マンションなどでは管理組合を設置者とする場合もあります。

設置者の行うべきこと

1. 貯水槽(受水槽や高置水槽)の点検
 - ・水槽の周辺にごみ、汚物等が置かれていないか(外部)
 - ・亀裂、漏水箇所はないか(外部)
 - ・マンホール蓋の施錠や亀裂(外部)
 - ・汚泥、赤さび等の沈でん物がたまっていないか、異物が入っていないか(内部)
2. 水槽の清掃(年1回以上)
3. 蛇口から出る水の水質検査

検査方法等につきましては各市の保健衛生等の担当部署へお問い合わせください。

また、水に異常が見つかったときは、直ちに給水を停止し、利用者や各市の保健衛生等の担当部署、企業局などに連絡しましょう。

企業局で行う宅地内漏水修繕の範囲

原則としてメーターまで。ただし、メーターが道路と宅地の境界線から2mを超えた宅地内に設置されている場合及びアパートなどの連合給水装置の場合は、第1止水栓まで。

注) 第1止水栓…道路と宅地の境界線から最も近くの宅地内に設置された止水栓

